【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　柴尾　雅春
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘５番３号
【電話番号】	０４６（８３９）０２２５
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理本部長　最高財務責任者　　楢原　稔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番７号　三田ベルジュビル20階
【電話番号】	０３（５４７６）４８５３
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理本部長　最高財務責任者　　楢原　稔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　　314,754,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出日における見込額（会社法上の払込金額の総額）であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、事業年度第75期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）の半期報告書及び臨時報告書を2026年11月11日に提出いたしました。これに伴い、2026年10月30日付で提出した有価証券届出書について、当該半期報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類の一部を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類
　第２　参照書類の補完情報

（添付書類の削除）
2027年３月期第２四半期（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）の中間連結業績の概要

３【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第74期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）　2026年６月22日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

該当事項はありません。

３【臨時報告書】

(1) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき臨時報告書を2026年６月30日関東財務局長に提出

(2) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき臨時報告書を2026年７月31日関東財務局長に提出

４【訂正報告書】

該当事項はありません。

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年10月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第74期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）　2026年６月22日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

事業年度　第75期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）　2026年11月11日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

(1) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき臨時報告書を2026年６月30日関東財務局長に提出

(2) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき臨時報告書を2026年７月31日関東財務局長に提出

(3) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき臨時報告書を2026年11月11日関東財務局長に提出

４【訂正報告書】

該当事項はありません。

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。